

令和7年度日本医師会における認定産業医の審査について

公益社団法人青森県医師会

日本医師会認定産業医にかかる申請につきましては、青森県医師会の審査を経て、日本医師会へ申請を行うこととなりますので、各受付期間の県医申請締切日までにMAMISから申請手続きくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

－ 新規・更新申請（年6回の受付です） －

1. 受付期間

- | | | | | |
|-----|-----------|---|-----------|----------------------------|
| 第1回 | 令和7年4月7日 | ～ | 令和7年5月1日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和7年4月18日） |
| 第2回 | 令和7年6月2日 | ～ | 令和7年7月1日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和7年6月13日） |
| 第3回 | 令和7年8月1日 | ～ | 令和7年9月1日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和7年8月15日） |
| 第4回 | 令和7年10月1日 | ～ | 令和7年11月4日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和7年10月17日） |
| 第5回 | 令和7年12月1日 | ～ | 令和8年1月5日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和7年12月19日） |
| 第6回 | 令和8年2月2日 | ～ | 令和8年3月2日 | |
| | | | | （県医申請締切 令和8年2月13日） |

2. 新規申請要件

認定医新規申請には、基礎研修会の前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上、計50単位以上の単位取得、又は産業医科大学における産業医学基本講座の修了が必要です。但し産業医医科大学における産業医学基本講座修了者の申請は基本講座修了認定の日から5年以内に1回限り申請ができます。

3. 更新要件

更新を行うためには、認定証の有効期間内（5年間）に生涯研修20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上）の取得が必要となります。

4. 更新1年前通知

更新有効期限1年前に下記の案内が日医から送付されるので、更新予定の先生は更新手続をお忘れにならないよう、ご留意してください。

**日本医師会認定産業医
更新1年前のご案内**

認定有効期限が約1年後となります。2025年4月以降の更新申請はペーパーレス化されます。有効期間内に更新要件を満たした上で、医師会会員情報システム(MAMIS)で申請手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。


◆更新のための申請手続きの案内送付時期：
有効期限3ヶ月前頃を予定

◆更新要件：有効期間内に生涯研修20単位以上修得（更新、実地、専門各1単位以上。2025年3月末までに取得した単位は自己管理。）

- オンライン・個人参加型研修^{※1}は5単位まで

※1 更新、専門のみ（実地は対象外）

◆全国医師会産業医部会連絡協議会 [webサイト](https://www.sangyo-doctors.gr.jp/)
【<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/>】



【コロナ特例の終了について】
2028年3月末で終了します。
特例を利用して活動している方は、
左のQRコードでご確認下さい。

◆ご不明な点は、窓口となる都道府県医師会へおたずね下さい。

日本医師会 健康医療第一課 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

MAMISに関するお問合せ：
医師会会員情報システム運営事務局 0120-110-030

5. 申請・お問い合わせ先

青森県医師会 業務課 (TEL : 017-723-1911)